

奈良県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、足田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	杉本 隆規	葛城市足田二〇〇―一二
〃	石井 克榮	〃 五四四―三
〃	富本 浩通	〃 三九八―二
〃	吉川 捷治	〃 六三三―二
〃	山本 善男	〃 三七五―一
〃	吉川 祥匡	〃 三八五―一
〃	福井 康明	〃 四一五
〃	藤原 賀也子	〃 一一五
監事	赤井 勉	〃 一八三
〃	瀬山 利行	〃 五一六―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 辰雄	葛城市足田四〇四
〃	西川 賀清	〃 三七―二
〃	赤井 喜三男	〃 五一五
〃	瀬山 和志	〃 四〇〇―二
〃	石田 弘好	〃 五三三―三
〃	吉田 恒弘	〃 三七三
〃	木村 瀧昭	〃 一一六
〃	吉村 伊津男	〃 二〇〇―一三
監事	杉本 隆規	〃 二〇〇―一二
〃	石井 克榮	〃 五四四―三